

## 有賀賞表彰規定

### (総則)

第1条 この賞は昭和12年医学会設立当初から本会の発展に尽力され、第8代医学部長、昭和50年から51年まで医学会会長、また第6代同窓会会長として本学に多大な貢献をされた有賀槐三氏からの寄付金を基本にした医学会有賀賞基金により運営し、副賞は基金より得たる果実により贈呈する。

2. この賞は日本大学医学会有賀賞と称しその表彰について本規定で定める。

### (目的)

第2条 この賞は医学の進歩、発展に寄与し、会員相互の医学知識の交流と向上に資するため、顕著な研究業績をあげた会員を表彰し、学術ならびに研究内容の向上に寄与することをもって目的とする。

### (推薦と審査)

第3条 この賞の対象者は次の過程で決定する。理事、監事および評議員は本会会員の中から候補者を推薦し、医学会有賀賞受賞者選考委員会は受賞候補者を選出する。受賞者は理事会の議を経て決定される。

### (受賞)

第4条 この賞の表彰は総会時に行い同時に受賞講演を行うものとし、その対象は1件以内とする。

2. この賞は賞状に副賞を添える。

### (選考委員会)

第5条 医学会有賀賞受賞者選考委員会は会長より任命された選考委員長と、選考委員長によって選任された選考委員によって組織運営される。

2. 選考方法は選考委員会に一任する。

3. 選考委員は評議員の中から若干名を選任する。

### 付則

1. この規定の改廃は理事会において行う

2. 医学会有賀賞基金は有賀槐三氏の承諾を得てその運用を医学部に依頼し、その果実により運営する。

3. この規定は平成18年5月27日から施行する。